

DCの運用改善等に向けた現状の取組み および今後の運用改善等に向けた課題について

2026年6月5日



一般社団法人
全国銀行協会

1. 足許の環境認識（私的年金制度改革の必要性）

- 急速な高齢化・長寿化の進展に伴う「人生100年時代」の到来で、より豊かな老後を過ごすためには、公的年金以外の自助努力による資産形成の必要性が高まっている。

主
な
背
景

少子高齢化の進展

- 我が国の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、総人口に占める高齢者の割合が増加。
- 現役世代の人口減少や平均余命の伸びにより、公的年金の実質的な水準は低下。

長寿化の進展

- 老後期間が長期化することにより、これまで以上に資産寿命の長期化や心身の衰えを見据えた、資産形成を検討する必要性が生じている。

個人の資産形成 ニーズの拡大

- 老後不安の高まりにより、個人の資産形成ニーズが拡大。
- NISA制度の拡充など、個人の資産形成手段が多様化。

働き方の多様化

- ライフコースや価値観が多様化し、終身雇用を前提としない働き方が増加。
- DC導入から25年程が経過し、DC制度の浸透やDC加入者の転職による資産移換など、ますますDC資産のポータビリティの重要性が高まってきた。

2. さらなる私的年金制度の運用改善等への期待

- 少子高齢化および長寿化が進み、足許でインフレ率が高止まりするなか、従来の公的年金やDB制度等が担ってきた、老後の安定的な生活を支えるという役割を補う制度としてDC制度への役割期待が増大。
- 2025年6月、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が成立。私的年金制度について、2026年4月から企業型DC（マッチング拠出）の拠出限度額の拡充が行われ、2026年12月から、拠出限度額の引上げおよびiDeCoの加入可能年齢の引上げが行われる予定。
- 企業型DC・iDeCoについては、上記対応が予定されているところ、普及促進を図る好機であり、引き続き拠出限度額の引上げ等の制度面の改革を進めていただくほか、手続の簡素化等による運用面の改善を行うことで、一層の普及が期待される状況。

（ご参考）「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（2025年6月13日閣議決定）

- 2025年6月13日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」では、「確定拠出年金については、NISAと比較して多数の主体が関与する制度となっていることを踏まえ、厚生労働省は、内閣官房や金融庁など関係省庁の協力の下、[手続の簡素化・コストの低減等の改善につながるよう](#)、iDeCoにおけるプラットフォームとしての国民年金基金連合会の役割を含め、[拠出限度額の管理や情報連携などについての大胆な改革について、本年度中に検討に着手し、できるものから速やかに実施する。](#)」とされている。

3. ① DCの運用改善等に向けた現状の取組みおよび今後の運用改善等に向けた課題

- DC（企業型・個人型含む）の運用改善は、各運営管理機関における創意工夫のもと、個別の取組みが行われている状況。
- 一部銀行の協力のもと、運営管理機関として運用改善等に向けた現状の取組みについて、以下観点で確認を実施するとともに、今後の運用改善等に向けた課題・要望について整理。

観 点
<ul style="list-style-type: none"> • 加入時における運用改善の取組みと課題・要望
<ul style="list-style-type: none"> • 運用時における運用改善の取組みと課題・要望
<ul style="list-style-type: none"> • 脱退・移換時における運用改善の取組みと課題・要望

3. ②加入時における運用改善の取組みと課題・要望

前提（環境認識）

- 2026年4月より、加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えてはならない制限が撤廃。
- 2026年12月より、iDeCoの拠出限度額が企業年金と共通の拠出限度額に一本化。

運営管理機関における取組み（例）

- 企業型DCでマッチング拠出も導入済みの企業については、2026年4月分から加入者掛金を変更可能であり、拠出額を増やす規約変更の検討を案内。
- 企業型DCでマッチング拠出を導入していない企業については、改めて使い勝手が良くなったマッチング拠出の仕組みを説明し、従業員の老後資産形成に向けた福利厚生施策として導入の検討を提案。
- iDeCoの拠出限度額引上げに伴い、新規加入のPRを検討中。

今後に向けた課題・要望

課題

- 「個人として拠出できる額」「事業主として拠出する額」が混在することにより限度額が分かりにくい。

要望

- 限度額撤廃によりシンプルで分かりやすい制度にしていきたい。
- DB加入の有無など、加入者の属性により異なるDCの拠出可能額を、一部上げたうえで統一する等、引き続き公平で分かりやすい制度（共通の非課税拠出枠）とすることを検討していきたい。

3. ③運用時における運用改善の取組みと課題・要望

前提（環境認識）

- 法令解釈通知では「（中略）インフレになれば実質的な購買力を確保できない可能性があることについても、加入者へ情報提供すること。」とされている。（法令解釈 第4の2（4）②イ）
- 消費者物価指数も2%前後の上昇が継続していることに加え、金融庁の「資産運用サービスの高度化に向けたプログ्रेसレポート2025」においても、元本確保型商品での運用実態について課題提起。

運営管理機関における取組み（例）

- 企業型DCでは、定量的な事実を取りまとめたモニタリングレポートを用いて定期的に情報提供を行い、インフレ耐性のある資産運用に向けた課題への対応策を事業主と共に検討。
- iDeCoについては、投資教育セミナーのラインアップや投資教材の拡充に加え、加入者へ確実に届けるための工夫として、専用アプリの通知、EDM等の各種案内媒体を活用。

今後に向けた課題・要望

課題

- 投資に対する関心が低いことや、投資の敷居が高いと感じて消極的に元本確保型を選ぶ層の存在。
- 指定運用方法が未導入のために未指図資産として滞留している個人別管理資産が一定量存在。
- 運用商品除外に関する同意取得要件の存在により、円滑な商品入替を阻害し得る。

要望

- 指定運用方法の設定を義務化し、また、指定運用方法は原則として元本確保型以外の資産を基本とし、あわせて事業主や運営管理機関が運用の結果について責任を問われないこと（セーフハーバールール）を法令等において明確化していただきたい。
- 加入者利益の観点から運用商品の入れ替えを求めるニーズに応えるため、運用商品除外に関する同意取得要件の緩和を検討いただきたい。

3. ④脱退・移換時における運用改善の取組みと課題・要望

前提（環境認識）

- 自動移換者は約78万人、自動移換された資産額は約3,362億円。（第1回懇談会資料1・P18）
- また2026年4月施行の改正により、企業型DCの事業主が行う説明義務について改正され、資格喪失が見込まれる段階での実施が義務化。

運営管理機関における取組み（例）

- 事業主へ退職者向けの手続案内資料やオンデマンド動画など、必要な資料を提供。
- 退職が判明次第、可能な限り早く、資産移換など確定拠出年金に係る手続について適切な情報を提供するように促進。
- 企業型DCの資格喪失者に対して、iDeCo又は企業型DCへの移換を案内する書類郵送、EDM発信、電話案内等を自動移換期限の到来までに複数回実施するなど、なるべく自動移換が発生しないよう取組みを実施。

今後に向けた課題・要望

課題

- 円満な退職ではなく退職時の案内が難しい場合や、資産が少額である等の理由により手続をしない層が一定数存在。
- 企業における退職時の脱退一時金の支給の観点や、介護・病気による療養等のやむを得ない事由等、一定の条件のもと年金資産の中途引出を可能とすることのニーズは引き続き高いものがあると思われる。

要望

- 確定拠出年金制度のより一層の利便性向上・普及を図る観点からも、追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給を可能とする制度の創設等、さらなる支給要件の緩和を検討いただきたい。

(ご参考) (2025年度) 全銀協における確定拠出年金制度に関する改善要望 (1/3)

(2025年度) 全銀協における確定拠出年金制度に関する改善要望

■ 退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃

- 確定拠出年金は、公的年金の補完、老後の生活の維持向上といった社会的要請に応え、国民の将来不安を除去し、少子・高齢社会に対応するための制度として、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本とした十分な税制優遇措置が講じられるべきである。
- 特に、確定拠出年金に係る退職年金等積立金に対する特別法人税は、加入者の個人別管理資産に賦課されることによって、勤労者の将来の年金原資が目減りしてしまうことになるほか、主要先進国で積立金に課税する例はない。
- こうした中、特別法人税に係る課税停止措置は、令和5年度税制改正により延長されたものの、その延長期間は2026年3月31日までとなっている。確定拠出年金制度の安定的な普及・発展のためにも、「拠出時・運用時非課税、給付時課税」の制度設計を明確にすることが望ましく、特別法人税そのものを撤廃いただきたい。撤廃が困難な場合には、少なくとも課税停止措置の延長を検討いただきたい。

P4 : 加入時

■ 拠出限度額の撤廃または引上げ

- 確定給付企業年金 (DB) と同様、企業型確定拠出年金 (企業型DC) の事業主掛金は当該企業が、退職給付制度や財務状況、総人件費の考え方等に沿って掛金額を設定するものである。
- 今後、賃金上昇の状況を勘案した拠出限度額の引上げが図られるが、企業型DCの制度設計の自由度を高めることは、同制度の普及に資すると考えられることから、企業型DCに係る拠出限度額の撤廃、または少なくともさらなる引上げを検討いただきたい。
- また、個人型確定拠出年金 (iDeCo) についても、さらなる普及・拡充を図ることや、国民が高齢期における所得の確保に係る自主努力を行うに当たっての公平な支援の充実を図る観点から、拠出限度額の撤廃、または少なくともさらなる引上げを検討いただきたい。

P4 : 加入時

■ 加入者の属性により異なる拠出限度額の簡素化

- 企業型DCおよびiDeCoは、加入者の属性 (国民年金の被保険者区分や勤務先の企業年金制度の有無等) により拠出限度額が異なっており、iDeCoの加入を検討する個人にとっては複雑で不公平感を与えかねない仕組みとなっている。
- 令和7年度税制改正により、iDeCoの拠出限度額について一定の見直しが措置されたものの、計画的な資産形成を促進する等の観点から、上記に掲げた拠出限度額の撤廃等に加え、加入者の属性により異なる拠出限度額を一部引上げたうえで統一する等、引き続き公平で分かりやすい制度 (共通の非課税拠出枠) とすることを検討いただきたい。

■ 退職準備世代に対する追加拠出枠の設定

- 企業年金の多くが賃金カーブに応じた設計となっているため、若年期と中高年期とで拠出額に差がある実態や、ライフコースに応じて個々人の拠出額は変動することを踏まえ、退職準備世代など、一定年齢以降において一定額内での追加拠出が可能となる「キャッチアップ拠出枠」を設けることを検討いただきたい。

■ 企業型DCの拠出限度額外でのiDeCo拠出の認容

- 企業型DC加入者は、2020年の法改正により、規約の定め等がなくとも、マッチング拠出がiDeCoへの加入かの選択が可能となった。
- しかしながら、企業型DCとiDeCoへ同時加入する場合は、拠出限度額に収まるようにiDeCo掛金額の調整が必要となる場合もあるため、iDeCoの普及や老後所得の確保といった観点から、企業型DCの拠出限度額とは別枠でiDeCoの拠出を可能とすることを検討いただきたい。

P6 : 脱退・移換時

■ 脱退一時金の支給要件の緩和

- 2020年の法改正によって、脱退一時金の支給要件が緩和されたものの、企業における退職時の脱退一時金の支給の観点や、介護・病気による療養等のやむを得ない事由等、一定の条件のもと年金資産の中途引出を可能とすることのニーズは引き続き高いものがある。
- 確定拠出年金制度のより一層の利便性向上・普及を図る観点からも、追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給を可能とする制度の創設等、さらなる支給要件の緩和を検討いただきたい。

(ご参考) (2025年度) 全銀協における確定拠出年金制度に関する改善要望 (2/3)

(2025年度) 全銀協における確定拠出年金制度に関する改善要望

P5 : 運用中

■ 指定運用方法の設定義務化

- 2018年度より指定運用方法が制度化されたが、未導入のために未指図資産として滞留している個人別管理資産が一定量存在してしまっている。設定を義務化することで、未指図となることを防止することを検討いただきたい。
- また、確定拠出年金法第23条の2において、指定運用方法の対象は「加入者」に限定されているが、「運用指図者」についても指定運用方法の対象としていただきたい。
- 指定運用方法を導入している場合において、企業がデフォルト商品に元本確保型商品を設定している割合が高い状況(※)にあるが、長期的な年金運用の観点からは、分散投資効果が見込まれる商品の設定が有用であり、今後設定する指定運用方法は原則として元本確保型以外の資産を基本とし、あわせて事業主や運営管理機関が運用の結果について責任を問われないこと(セーフハーバールール)を政省令等において明確化していただきたい。(※「資産運用業高度化プログ्रेसレポート 2023」図 3-7)

■ 国民年金の第3号被保険者がiDeCoに加入した場合における掛金の所得控除

- iDeCoは加入者が拠出する掛金の全額が所得控除の対象になるところ、課税所得がない国民年金の第3号被保険者はそのメリットを享受できない。
- iDeCo加入者の裾野を広げるべく、同被保険者たるiDeCo加入者が負担すべき掛金を配偶者等が拠出した場合には、例えば、iDeCoの掛金を現行の小規模企業共済等掛金控除から、国民年金保険料と同様に社会保険料控除(所得税法第74条等)へ変更することで、当該配偶者等の課税所得から控除できるようにするなど、同被保険者の加入促進を図る施策等を検討いただきたい。

■ 他制度からの資産移換要件の緩和

退職一時金制度関係

中小企業共済等退職金

- 加入者単位での移換
 - 加入者単位で確定拠出年金への移換が認められているのは、「確定給付企業年金の脱退一時金相当額」、「存続厚生年金基金の脱退一時金相当額」ならびに「企業年金連合会の規約で定める積立金」のみと定められており、「退職手当制度に係る退職一時金」の移換は認められていないところである。退職一時金の確定拠出年金制度への移換は、公的年金を補完する確定拠出年金制度のさらなる普及に資するものであり、個人の老後に向けての資産形成にも繋がり得るものと考えられる。また、我が国の家計部門における金融資産の多くを占める預貯金の一部が、投資信託等の運用資産にシフトされることによって、「貯蓄から投資へ」の流れを後押しすることも期待できることから、加入者単位で「退職手当制度に係る退職一時金」の確定拠出年金への移換を可能とすることを検討いただきたい。
 - 移換方法
 - 退職一時金制度から企業型DCへの資産移換は、4年～8年の間で均等に分割移換を行うこととされているが、企業型DCを導入する中小企業の一層の拡大を図ること、および加入者保護の観点から、一括移換または分割移換年数の拡大化(例：1年～8年)を検討いただきたい。
 - なお、税制面における課題等により実現が難しい場合においても、加入者等の運用機会損失や中途退職時の事務手間等を考慮し、資産のみを一括で移換し、その後の税務処理を現行どおり分割(4～8分割等)で計上することを可能とする措置を講じられたい。
- 中小企業退職金共済(中退共)・特定退職金共済で被保険者が退職した場合や事業主が新たに企業型DCを設立した場合、および厚生年金基金・DBで資格喪失時に中途脱退者にならなかった場合等、確定拠出年金(企業型・iDeCoとも)への資産移換が認められていないケースも多い。
 - 例えば、中退共と企業型DCとの間の資産移換は、合併、会社分割その他の場合に限るとされており、また、iDeCoと中退共との間の資産移換は認められていない。加えて、厚生年金基金の解散に伴う残余財産の分配金は、iDeCoへの資産移換は認められていない。
 - 確定拠出年金制度を他制度の受け皿として活用できるよう、中退共から企業型DCへの資産移換に当たっての条件を撤廃することに加え、厚生年金基金の解散に伴う残余財産のiDeCoへの移換を可能にいただきたい。

(ご参考) (2025年度) 全銀協における確定拠出年金制度に関する改善要望 (3/3)

(2025年度) 全銀協における確定拠出年金制度に関する改善要望

■ 運用指図者の資産移換方法の弾力化

- ・ 合併、会社分割等によりDC制度が新設される際に、運用指図者は加入者資格を保有していないために、旧DC制度から新DC制度へ資産を移換できず、旧DC制度へ留まるケースが発生している。
- ・ 合併、会社分割等といった会社都合によりDC制度を異動する時には、運用指図者も資産移換を可能とすることを検討いただきたい。

■ 確定給付企業年金からの移換時の加入資格統一

- ・ 企業型DC承認基準にて掲げられた以外のものを「一定の資格」として定めることは特定の者に不当に差別的な取扱いである旨定義されているために、確定給付企業年金から制度移換を行う際にDB制度で制度対象外であった者を、同じくDC制度で制度対象外とすることが困難なケースが発生している。
- ・ 制度移換によるDC制度導入に当たっては、加入対象者を移換前制度と同一とすることを認めるよう、検討いただきたい。

P5 : 運用中

■ 確定拠出年金の運用商品除外に関する同意取得要件の緩和

- ・ 近年、投資信託の信託報酬率引下げ等に係る競争が活性化しており、企業型確定拠出年金においても、加入者利益の観点から運用商品の入れ替えを求めるニーズが大きい。
- ・ 一方で、運用商品入れ替えのために既存商品を除外する場合には、加入者同意取得が必要であり、運営管理機関だけではなく DC実施事業主（企業側）の負担も大きいと、商品除外を敬遠し、事業主が運用商品の追加・見直し自体を躊躇するケースも少なくない。また、商品除外が必要であることから、運用商品の最新動向を踏まえた柔軟な商品入れ替えが迅速に進まないことがあると指摘されている。（※「資産運用業高度化プログレスレポート 2023」図3-5）
- ・ 閉鎖型除外の場合には、新たに除外対象商品の購入が不可となるだけでなく、加入者の既存保有残高の強制売却を伴わず、保有済みの商品の運用は継続されるため、長期積立分散投資の観点からも加入者に不利益を与える可能性は僅少であり、加入者同意取得を不要としても大きな問題は生じないものと考えられる。むしろ、運用内容等が同様であるにもかかわらず手数料が低い等といったような加入者利益に資する運用商品への入れ替えが活性化することによる加入者メリットが大きい。
- ・ ついては、運用商品の除外を円滑に行うために、既存保有残高の売却を伴わない商品除外（閉鎖型除外）については、加入者の3分の2以上の同意取得を不要とし、労使間合意のみで除外を行うことを可能とさせていただきたい。
- ・ なお、加入者同意取得を不要とした場合でも、労使間合意を前提とすることで運営管理機関の独断による運用商品の入れ替えを防止でき、加入者の利益の保護は一定程度担保される。

■ 年金受給の選択に資する税制の構築

- ・ 確定拠出年金の受給者は、多くが一時金を選択しており、「年金」として十分に活用されていないところである。今後、確定拠出年金がさらに普及するためには、年金を選択しやすい環境を整えることも重要である。よって、公的年金等控除の拡充や、新たに年金受給に資する税制について策を講じられたい。

■ iDeCo+のさらなる要件緩和

- ・ 企業年金の導入が難しい事業主が従業員のiDeCoに掛金を上乗せ拠出することができるiDeCo+について、対象となる事業主の要件が、2020年10月に従業員数100人以下から300人以下に拡大されたところである。
- ・ しかしながら、公的年金の次期改正で厚生年金保険のさらなる適用拡大が検討されていることから、適用拡大により人数要件に抵触してiDeCo+を継続できなくなる事業主が出てくる恐れがあるため、人数要件のさらなる緩和を検討いただきたい。